

令和 7 年度広島県階層別セミナー実施支援業務 仕様書

1 業務名

令和 7 年度広島県階層別セミナー実施支援業務

2 目的

(1) 市町長防災セミナー

近年、激甚化する災害に対して、各市町が迅速かつ的確に重要事項を判断し対応できるよう、市町長を対象とした防災セミナーを実施し、災害時の対処能力の向上を図ることを目的とする。

(2) 副市町長（危機管理責任者）防災セミナー

災害発生時に災害対策本部の副本部長となる副市町長を対象に、本部長である市町長が行う避難情報発令等の意思決定や組織内部のマネジメント等をいかに補佐し、災害対応を円滑に行うかについて理解を深めることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 市町長防災セミナー

各市町が災害時に迅速かつ的確に重要事項を判断し対応できるよう、広島県内の全市町の市町長を対象とした市町長防災セミナーを実施する。

セミナーでは、まず、被災経験のある市町村長等を講師とし、当時の対応や教訓についての講演を行い、後半は講師とコーディネーター（学識経験者）にて、市町長の心構えや日頃からの取組についてディスカッションを行うこと等、全体で 90 分程度とする。

受託者による業務内容の詳細については、次のとおりとする。

ア 業務実施に係る打合せ

(ア) 発注者との打合せについては、担当者 2 人以上で実施することとする。

(イ) 打合せ回数等については、「6 業務打合せ」を参照。

イ セミナー会場設営等

発注者が指定する日時、会場において、次に示す設営を実施する。なお会場の備品、仕様は別途発注者から連絡する。

(ア) 説明資料のスクリーンへの投影

(イ) 音響設備の調整

(ウ) 発注者が用意した資料、席札、筆記用具の配架

(エ) その他、セミナーの実施に必要な会場の設営

ウ セミナーの記録等

セミナーの振り返りや改善のために、次に示す業務を実施する。

(ア) セミナーの様子を写真、動画で記録

- (イ) アンケートの集計
- (ウ) 講演の議事録、ディスカッションの整理メモの作成（議事録は生成 AI 等の利用を認める）

(2) 副市町長（危機管理責任者）防災セミナー

各市町が災害時に迅速かつ的確に重要事項を判断し対応できるよう、広島県内の全市町の副市町長等を対象とした副市町長（危機管理責任者）防災セミナーを実施する。

セミナーでは、まず、防災分野に精通した学識経験者等を講師とし、災害時における初動応急対応のロールプレイングを行う等、全体で2時間程度とする。

受託者による業務内容の詳細については、次のとおりとする。

ア 業務実施に係る打合せ

- (ア) 発注者との打合せについては、担当者2人以上で実施することとする。
- (イ) 打合せ回数等については、「6 業務打合せ」を参照。

イ セミナー会場設営等

発注者が指定する日時、会場において、次に示す設営を実施する。なお会場の備品、仕様は別途発注者から連絡する。

- (ア) 会場レイアウトに基づく椅子、テーブルの配置
- (イ) 説明資料のスクリーンへの投影
- (ウ) 音響設備の調整
- (エ) 発注者が用意した資料、席札、筆記用具の配架
- (オ) ロールプレイング等の補佐
- (カ) その他、セミナーの実施に必要な会場の設営

ウ セミナーの記録等

セミナーの振り返りや改善のために、次に示す業務を実施する。

- (ア) セミナーの様子を写真、動画で記録
- (イ) アンケートの集計
- (ウ) 講演の議事録、ロールプレイング等のメモの作成（議事録は生成 AI 等の利用を認める）

(3) その他業務に関する特記事項

ア 4 (1) イ、及び4 (2) イに示す「セミナー会場設営等」には2名以上の人約をつけること。

イ 各セミナー当日の進行シナリオや会場レイアウト等は事前に発注者が作成し、6 に示す打合せの際に受注者の確認を得るものとする。

5 成果品

成果品及び成果品形体は、次のとおりとし、発注者に納める。初稿の納期は各セミナー終了後、1週間とする。

- (1) 本業務における成果品は、次のとおりとする。

成果品名		内容	備考
i	市町長防災セミナー 実施報告書	4 (1) ウ	発注者から修正の指示

ii	副市町長（危機管理責任者） 防災セミナー 実施報告書	4（2）ウ	があった場合は対応すること（修正回数：最大2回まで）。
----	-------------------------------	-------	-----------------------------

(2) 成果品形体については、次のとおりとする。

配布先	成果品		提出 部数	i	ii
	発注者		1	●	●

注) 成果品（i、ii）は原則、電子データで納める。

6 業務打合せ

本業務の実施に際して、発注者と打合せを行う。

なお、業務打合せの記録は受託者が行い、3営業日以内に発注者へ提出し、確認を受ける。

(1) 打合せ回数等

次に示す3回実施する。なお、その他双方が認めた場合に実施する。

ア 業務開始前

イ 市町長防災セミナー実施前

ウ 副市町長（危機管理責任者）防災セミナー実施前

(2) 実施場所

ア : オンライン

イ及びウ: 広島県危機管理監危機管理課（広島県広島市中区基町10番52号）

必要時: オンライン

7 その他

- (1) 受託者は、本業務を円滑に実施するため発注者と密接な連絡を取り、本業務の実施にあたり不明な点や疑義が生じた場合には、速やかに発注者と打合せを行う。
- (2) 受託者は、委託契約の全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 受託者は、業務実施中に生ずる全ての成果品を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならず、また、この業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、発注者と協議の上、決定する。